

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】第2期

緊急事態宣言の再発令などにより影響を受けた県内中小企業などを対象として、売上確保のために行う緊急的な取り組みに必要な経費の支援(A)および国の一時支援金(B)への上乗せを実施します。

※ A：売上確保支援(補助金)、B：国の一時支援金への上乗せ(給付金)のいずれか一方のみ申請可能。

※第1期(オンライン：3/26～4/30、郵送4/5～4/23)に申請した方は、対象外。

	A：売上確保支援(補助金)	B：国の一時支援金への上乗せ(給付金)
受付期間	(1)オンライン申請 令和3年5月1日(土)から5月31日(月)まで (2)郵送申請 令和3年5月1日(土)から5月24日(月)まで(消印有効)	令和3年4月5日(月)から9月下旬まで ※国の一時支援金の給付状況により、変動する可能性があります。
対象者	飲食店、飲食関連事業を中心として、緊急事態宣言の再発令などにより影響を受けた県内中小企業などの皆さま ※2019年または2020年同月比で売上30%以上減を対象	一時支援金(国)を受給した県内中小企業などの皆さま
対象事業	売上確保のために実施する販路開拓などの取り組みに必要な経費 ※令和3年10月31日(日)までの取り組みが対象	—
補助限度額	50万円(下限20万円)	10万円(20万円※) (※)家賃(月額)30万円以上支払っていることが確認(国の家賃支援給付金で確認)できる事業者については20万円給付
補助率	9/10 以内	定 額

お問い合わせ／滋賀県経営力強化支援コールセンター TEL.0570-087-770 (平日9:00～17:00)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しては、別途、支給を実施する方策を検討中です。

1. 対象者

- 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方。(申請不要)
- 公的年金などを受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方。

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。

- 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方。

2. 給付額

児童1人当たり一律 5万円

3. スケジュール

- ①の対象者には5月中旬に支給します。
- ②・③の対象者についても、可能な限り速やかに支給します。(申請が必要となります。)

お問い合わせ

厚生労働省 コールセンター 0120-400-903 (受付時間：平日 9:00～18:00)

※滋賀県内の「市」にお住まいの方は、お住まいの地域の市役所に、「町」にお住まいの方は、お住まいの地域の町役場または、県にお問い合わせください。

健康しがへの挑戦
～変わる滋賀 続く幸せ～

滋賀プラスワン

Vol.191
令和3年(2021年)

5.6 月号

令和3年5月15日発行
滋賀県広報課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL 077(528)3041
FAX 077(528)4803
Eメール koho@pref.shiga.lg.jp
県ホームページ
<https://www.pref.shiga.lg.jp/>



この印刷物は、環境に配慮した再生紙、植物油インキを使用しています。

県広報誌「滋賀プラスワン」は年6回(奇数月)の発行で、5・6月号は48万4000部作成し、県内に新聞折込配布しています。県のホームページでもご覧いただけます。郵送をご希望の方は、点字版・音声版(CD版)のお申し込みは県庁広報課までご連絡ください。次回の発行は7月1日の予定です。

滋賀プラスワンは左記施設に配置しています
県内の市町役場、図書館、県立施設などの公共施設、郵便局、銀行、美容院、理容店、大学、JR琵琶湖線や近江鉄道などの主要駅、平和堂、イオン、ファミリーマート、セブンイレブン、ローソンの部など